

滝上町告示第 29 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第 14 条第 10 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 15 日

滝上町長 長 屋 栄 一



記

1. 建築物等の所在地

紋別郡滝上町字サクルー原野 2358 番地 15

2. 建築物の家屋番号等

(1) 建築物 1

家屋番号	2358 番 15
種 類	旅館
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
延床面積	326.47 m ²

(2) 建築物 2

家屋番号	2358 番 15 の 2
種 類	旅館
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
延床面積	210.73 m ²

3. 所有者等に命じる必要な措置の内容

建築物等について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であり、通行人等に対する危険性が高いことから、建築物等を除却するとともに、その敷地に残置されている動産を搬出し適正に処理すること。

4. 措置の期限

令和3年5月15日

5. 滝上町長による措置

所有者等が上記4の期限までに上記3の措置を行わないときは、法第14条第10項の規定により町長または町長が命じた者もしくは委任した者(以下「町長等」という。)が上記3の措置を行う。

6. 動産等の取扱い

町長等が上記3の措置を行うときは、建築物等及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について、権利等を主張しようとする者は、上記4の期限までに運び出し、またはその者を指定して保管し、もしくは引き渡すよう通知すること。

7. 問い合わせ先

滝上町まちづくり推進課 まちづくり推進係

電話 0158-29-2111 FAX 0158-29-3588